

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①洪水・浸水：ハザードマップ

広島市の「広島市洪水ハザードマップ」、広島県の「洪水ポータルひろしま」及び太田川河川事務所の「太田川水系洪水浸水想定区域図」等によると、当会地域内の安芸支所、瀬野川支所及び矢野支所管内の河川の氾濫により、広い地域で洪水被害が想定される（安芸：太田川水系府中大川流域、瀬野川：瀬野川水系瀬野川流域、矢野：矢野川流域）。

■広島市洪水ハザードマップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17890.html>

■広島県洪水ポータルひろしま

<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■太田川河川事務所 HP

太田川水系洪水浸水想定区域図

<http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/bousai/flood2/flood2.html>

■広島県河川課 HP

平成 27 年水防法改正に基づく、洪水浸水想定区域の指定状況

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/shinsou.html>

②浸水（内水）：ハザードマップ

広島市が公表している「広島市浸水（内水）ハザードマップ」によると、過去最大降雨と同様な雨が、当商工会が立地する地域に一律に降った場合の浸水を想定している。過去最大降雨とは明治 21 年以降、広島地方気象台等の公の機関が観測しているデータの中で最大のものであり、その降雨量は 1 時間雨量 121 mm である。

■浸水（内水）

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/gesuido/2779.html>

③土砂災害：ハザードマップ

広島市の「広島市土砂災害ハザードマップ」及び広島県の「土砂災害ポータルひろしま」によると、当会地域は、土地が急峻で平地が少ない地形であり、山の斜面に住宅地や事業用地等が造成されているため、土石流や急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域が広く存在している。

■広島市土砂災害ハザードマップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/2663.html>

■広島県土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx>

④地震：広島市地震防災マップ、広島県地震被害想定調査報告書

広島市の「広島市地震防災マップ」、広島県の「地震被害想定調査報告書」によると、南海トラフ地震においては最大震度 6 弱の地震が 30 年以内に 70～80% の確率で発生すると予想されている。また、安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震においては最大震度 5 強の地震が 30 年以内に 40% の確率で発生すると予想されている。広島湾-岩国沖断層帯による地震や岩国断層帯による地震等、その他の地震も合わせて、発生時には甚大な被害が想定される。

■広島市地震防災マップの活用について

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/484.html>

■広島県地震被害想定調査報告書

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/1181640340970.html>

⑤津波：高潮・津波災害ポータルひろしま、広島県津波浸水想定図

広島県の「高潮・津波災害ポータルひろしま」及び「広島県津波浸水想定図」によると、地震による最大クラスの津波が発生し、当商工会地域内の矢野支所管内で2 m未満の津波による浸水が発生する恐れがある。

■高潮・津波災害ポータルひろしま

<http://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx><http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/bousai/flood2/flood2.html>

■広島県津波浸水想定図

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17895.html>

⑥高潮：高潮・津波災害ポータルひろしま、台風による高潮浸水区域図

広島県の「高潮・津波災害ポータルひろしま」及び広島市の「台風による高潮浸水区域図」によると、台風による高潮が発生した場合、矢野支所管内で1 m未満の浸水が発生する恐れがある。

■高潮・津波災害ポータルひろしま

<http://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx><http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/bousai/flood2/flood2.html>

■広島市の台風による高潮浸水区域図

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/shobou/takashio/>

⑦その他

当商工会地域内の太田川水系府中大川流域、瀬野川水系瀬野川流域、矢野川流域では、これまでも河川の氾濫により、水害に見舞われてきた。特に平成30年7月の西日本豪雨において、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。近年、局地的豪雨や線状降水帯の規模拡大と高頻度化、台風の大型化・竜巻による家屋の倒壊等、災害規模の甚大化が懸念されている。

(2) 商工業者の状況

①広島東商工会地域の商工業者数等

商工業者等数	1,809 者 (平成26年経済センサス)
小規模事業者数	1,465 者 (平成26年経済センサス)
商工業者の会員数	932 者 (令和2年9月30日現在)

②広島東商工会地域の商工業者の内訳

業種	商工業者数	
商工業者	建設業	364
	製造業	166
	卸売業	52
	小売業	447
	飲食業	167
	サービス業	357
	その他	256
	合計	1,809

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

①防災計画等の策定状況

- ・広島市危機管理計画
(地域防災計画、国民保護計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、事件・事故等対応計画)
- ・広島市地域強靱化計画

②防災訓練の実施

- ・個別訓練の実施
- ・広島市総合防災訓練の実施
- ・区防災訓練の実施
- ・学校での避難確保計画の作成及び防災訓練の実施

③防災備品の備蓄

平成 25 年度広島市地震被害想定調査を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難者のうち、避難所滞り者、約 12 万 1 千人を対象として、生命の維持や人間の尊厳性を確保するため、1 日分の食料・生活必需品等を備蓄している。

2 日目以降は、県や被災地外から調達することとする。

2) 当会の取り組み

- ①商工会事業継続計画の策定（令和 2 年 8 月 28 日 理事会承認）
- ②商工会災害情報報告システムの活用
- ③LINEWORKS（非常時連絡網）の活用
- ④事業継続力強化計画策定支援研修会（令和 2 年 1 月 16 日（木）、22 日（水）、29 日（水））
- ⑤地域支援機関等サポート事業（独立行政法人中小企業基盤整備機構）による事業継続力強化計画策定支援能力向上研修会の実施（令和 2 年 8 月～12 月）
- ⑥国、県、市、県連等関係機関との連携による平成 30 年西日本豪雨災害被災事業者支援

II 課題

①商工会内部に関すること

商工会 B C P マニュアルは作成済みであるが、各種ハザードマップに基づく地区内の災害リスクの認識や、災害時の指揮命令系統に基づく具体的な体制整備や運用の認識・訓練が不十分な状況にある。

定期的な役員改選や職員の人事異動がある状況において、役員から職員にいたるまで、B C P に対する理解を深め、平時から緊急時に対して高い意識を持っている組織文化を定着させることが必要である。

具体的には、

- ・極めて多くの被災事業者の発生が危惧される『平成 30 年豪雨災害』と同等規模の自然災害の発生頻度が高まっているが、現在の商工会の人員数では、復興支援の継続的な実施に要するマンパワーが圧倒的に不足している。その補完手段のひとつとして県連等上部組織からの応援が必要であるが、その体制の確立、近隣支援機関等の関係機関との連携体制が整っていない。
- ・交通インフラ（幹線道路、J R）が寸断された場合においても、会員事業所の被災状況を速やかに把握できる体制、設備が必要であるが整っていない。
- ・近年、商工会財政が逼迫しており、迅速かつ効果的な復興支援事業の実施に要する財源が不足している。
- ・緊急事態に迅速に対応できる体制の確立に必要な啓蒙と訓練の継続的な実施が出来ていない。
- ・災害時の備蓄・設備が整っていない。（本所・支所）

②中小・小規模事業者に関すること

- ・事業者 BCP に関する意識が低い。
- ・事業者の BCP 策定が進んでいない。
- ・事業者の共済及び保険の加入状況の把握、見直しができている。
- ・事業者の緊急時連絡先が把握できていない。

Ⅲ 目標

- ・地域内の小規模事業者に対し災害による経営リスクを周知し、事前対策の必要性を認識させる。
- ・巡回や窓口指導時に、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用し、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入への加入促進や加入内容の見直し等を保険会社等と推進する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と広島市との間に被害状況の相互情報交換ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復旧復興支援策が実行できるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。
- ・被災後、事業者が早期に復旧復興できるよう、事業者の B C P 作成の支援を実施する。

【5 年成果目標】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支援対象事業者数	20者	20者	20者	20者	20者
うちBCP作成事業者数	10者	10者	10者	10者	10者

※事業所の B C P 作成目標は、平成30年度豪雨災害による被災事業者の内、広島県グループ補助金交付決定事業者（39者）を中心に支援を開始して、年間10者、5年間で50者の事業者の B C P 作成を達成する。

※上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・当会の「広島東商工会BCPマニュアル」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、防災情報の収集方法等）について説明を行う。
- ・会報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的な計画を含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・小規模事業者に対して、事業継続の取組に関する専門家を招き、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険や共済の紹介等を実施する。

2) 広島東商工会事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年事業継続計画を作成（別添のとおり）。

3) 関係団体等との連携

- ・広島県共済、日本政策金融公庫等との連携強化のため年1回以上の勉強会を開催する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認と継続支援を行う。
- ・当会及び当市、市内他商工会等と必要に応じて、状況確認や改善点等について協議する。

【5ヵ年計画目標】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業者BCP策定事業者数	10者	10者	10者	10者	10者
フォローアップ数	30回	30回	30回	30回	30回

※事業所のBCP作成目標は、平成30年度豪雨災害による被災事業者の内、広島県グループ補助金交付決定事業者（39者）を中心に支援を開始して、年間10者、5年間で50者の事業者のBCP作成を達成する。

※フォローアップ回数は1事業者×3回で算出。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、各関連機関との連絡ルートの確認等を行う（訓練は「広島東商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」に沿って実施する）。

＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、BCPマニュアルをもとに下記の手順で被害状況を把握し、関連機関へ連絡する。

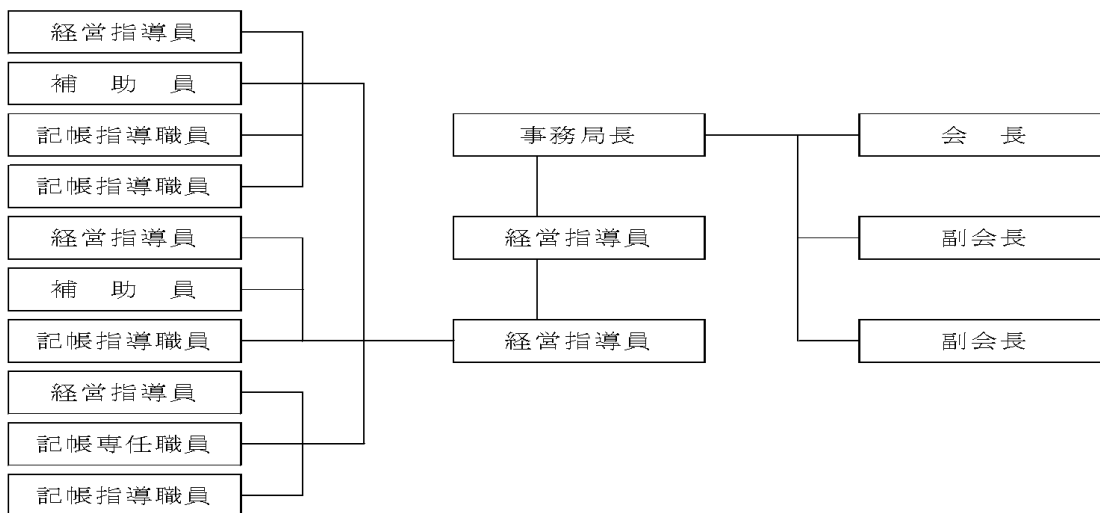
1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 30 分以内に職員の安否報告を行う。
- ・広島東商工会事業継続計画に基づき、LINE「広島東商工会安否確認グループ」、LINEWORKS、電話、メール等を利用した安否確認及び業務従事の可否、被害状況等を当会と広島市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と広島市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
交通機関の停止、道路の寸断、暴風雨等により出勤が困難な場合は、出勤はせず職員各自の安全確保を優先し、安全を確保できる状況になった時に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策できない場合の役割分担を決める。
- ・会員事業者の大まかな被害状況を確認し、14 日以内に情報共有する。
- ・職員に対しての事務連絡は A. LINE「広島東商工会安否確認グループ」 B. 電話 C. メール D. LINEWORKS の順で情報伝達を行う。

【職員非常時緊急連絡網】



【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・当地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認できない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・当地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

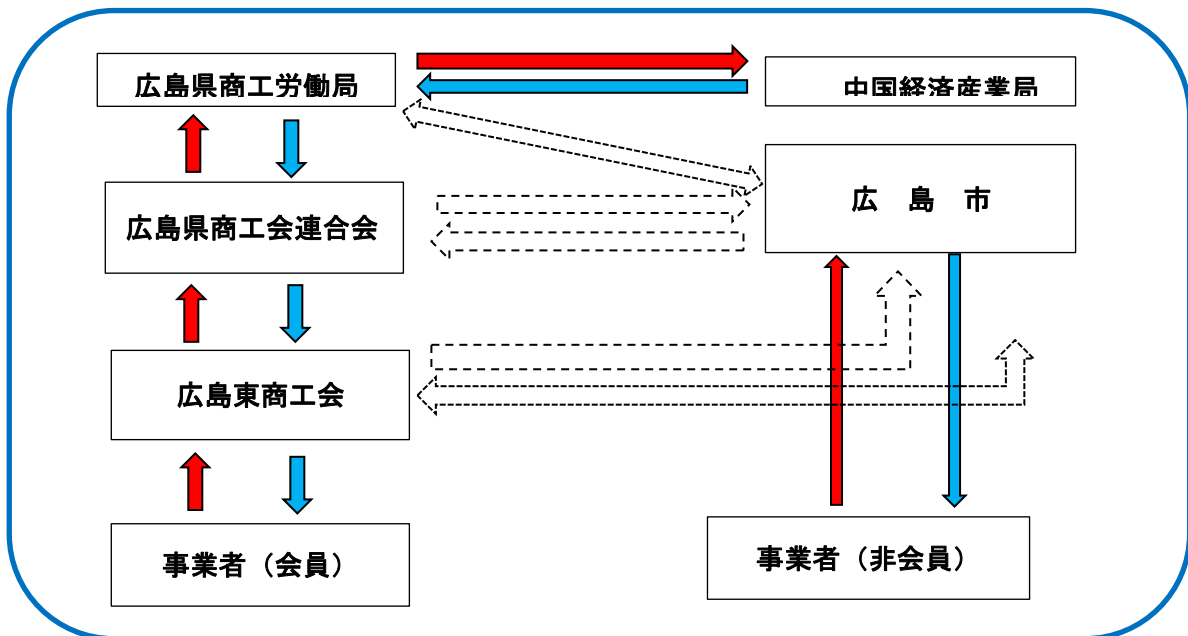
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

① 本計画により、当会と広島市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回情報共有する
2週間～1ヵ月	1週間に1回以上情報共有する
1ヵ月以降	2週間に1回以上情報共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と広島市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し広島市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・ 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、広島市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

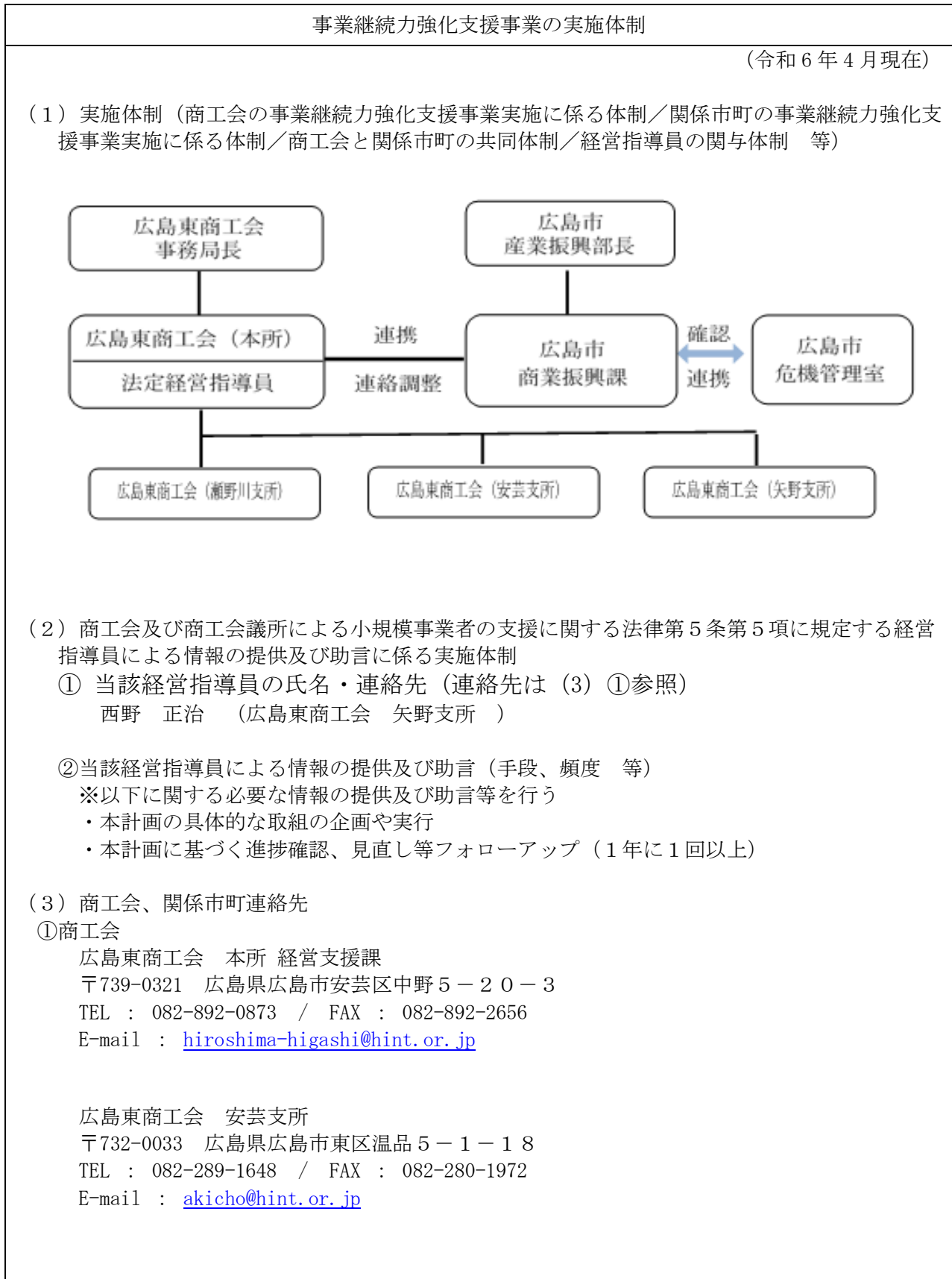
- ・ 広島市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や広島市、全国商工会連合会、日本商工会議所等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



広島東商工会 矢野支所

〒736-0085 広島県広島市安芸区矢野西4-2-17

TEL : 082-888-3535 / FAX : 082-889-1341

E-mail : yano@hint.or.jp

②関係市町

広島市 経済観光局 産業振興部 商業振興課

〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺1-6-34

TEL : 082-504-2236 / FAX : 082-504-2259

E-mail : syogyo@city.hiroshima.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	420	585	585	585	585
・専門家派遣費	165	165	165	165	165
・委員会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	110	275	275	275	275
・パンフ、チラシ作製費	55	55	55	55	55
・チラシ配布郵送料	80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
①広島東商工会 会費収入 ②事業参加者からの特別賦課金、受託料 ③広島県「小規模事業経営支援事業費補助金」 ④広島市「商工会事業補助金」 ⑤国補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

